

平成15年4月7日

長野県知事 田中 康夫 様

長野県治水・利水ダム等検討委員会
委員長 宮地 良彦

清川における総合的な治水・利水対策について（答申）

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた清川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より審議を開始した。清川は他の河川と違い、実施計画調査の段階であったので、委員会としての考え方を取り纏めるにあたり、他の河川のような部会でなく小グループにより検討する方が妥当と判断し、清川小グループを設置した。清川小グループは平成14年8月19日から3回の審議を経て、清川の治水・利水に対する基本的な考え方を取り纏め、その結果を平成14年11月5日に小グループ報告として委員会に提出した。委員会はこの報告に基づいて清川の治水・利水対策について検討を重ねるとともに公聴会を開催して住民の意見を聴取した。

以上のような審議の結果、委員会として次のとおり答申する。

清川の治水・利水対策に関する委員会の総合的判断

1. 治水対策については、ダムを建設することなく、経済的にも、環境的にも優れた河川改修によって対応することが適当である。なお、河川改修計画の策定にあたっては、治水安全度を県内の他河川とのバランス、流域の社会、経済的重要性を考慮して決定するとともに、河川状況および将来の土地利用にも配慮して計画を作成すべきである。また住民意見が反映されるような体制が作られることを要望する。
2. 利水対策については、既存水の活用、反復利用等により清川からの取水量を少なくするという、飯山市が平成13年度に見直した流雪溝整備計画を尊重する。なお、清川からの取水については水利権の取得が伴うため、水利権の許可について県の協力を要請する。

総合的判断に至った基本認識

1 清川の治水対策について

現在の清川の治水対策は、降雨実績から100年に1回程度起こりうる規模の降雨を想定して計画されており、清川の基本高水流量を国道橋基準点において $175\text{m}^3/\text{s}$ と

し、このうち $110\text{m}^3/\text{s}$ を上流の清川ダムで洪水調節を行い、これに基づいた河川の流下能力を河川改修によって確保しようとするものである。

委員会での審議・検討においては、最新の地質調査、河道調査のデータに基づき、ダム計画とダムによらない代替案（引堤）について比較を行った。これについての委員会意見は、次のとおりである。

- 1) 地質調査や河道調査の進展により、従来の治水安全度を考慮しても河川改修案がダム案よりも経済的に優れていることが判明した。また、河川改修案の方が環境に与える負荷が小さいことも明らかである。これらの点を考慮して、ダムによらない河川改修を清川治水の基本的考え方とする。
- 2) 現在の計画で想定されている 1/100 確率の治水対策は、清川流域の社会・経済状況や県内他河川とのバランスを考えると過大であるとする意見が強かった。
- 3) 清川の特性として春の融雪時は地すべりを誘発しやすく、出水が大きいことから、河川改修にあたってはこの点を考慮する必要がある。
- 4) 想定以上の大規模な洪水にも安全に対応できるよう、洪水情報の提供や避難体制の確立等ソフト面の対応が必要である。
- 5) 公聴会において、中上流域の森林整備、荒廃農地の活用等、流域対策に関わる要望が寄せられている。今後の治水対策策定に当たってはこの点についても留意すべきである。

2 清川の利水対策について

清川ダムを利用する利水対策では、平成元年に策定された飯山市の流雪溝整備計画により 1 系統当り $0.1\text{m}^3/\text{s}$ ~ $0.2\text{m}^3/\text{s}$ の取水が計画されていた。

委員会においては、平成 13 年度に飯山市が見直した流雪溝整備計画に基づき清川の利水（流雪溝用水）について審議した。これについての委員会の意見は次のとおりである。

飯山市の流雪溝整備計画は平成元年の策定から 10 年以上経過しており、その間除雪体制が強化され、冬の住環境が大きく変化したことから、平成 13 年度に見直されたものである。既存水の活用、反復利用等を行うことにより、取水量を少なくするという飯山市提案の見直し案を尊重した流雪溝計画を清川の利水の基本的考え方とするのが妥当である。

清川小グループにおける検討内容

1 小グループ

清川小グループは、清川流域における総合的な治水・利水対策について検討し、その結果を委員会へ報告することを目的として、平成14年8月19日の第1回部会から平成14年10月18日まで3回の検討会を開催した。

小グループはワーキンググループと同様に県関係幹事及び飯山市も交え非公開で審議し、検討結果を平成14年11月5日に委員会へ報告した。

2 清川流域の概要

(1) 地勢

清川は、飯山市西部に位置する斑尾山に源を発し、同市街地南部で千曲川に合流する、流路延長 6.6km、流域面積 14.4km²の一級河川である。清川の下流は近年になり、国道 117号や新たな市道が整備され大型店の郊外進出等、市街化が進んでいる。

(2) 洪水被害

清川は古くからたびたび水害を起こしてきた。昭和44年の集中豪雨では、床上浸水 3 戸、床下浸水 86 戸、農地浸水 26ha 等大きな被害があり、また飯山線鉄道橋の橋脚が洪水により流されるなどの災害を被っている。また、近年では昭和60年、61年、平成7年と台風及び梅雨前線豪雨により護岸欠壊の災害を受けている。

(3) 河川改修状況

河川改修の状況としては、昭和44年の災害関連事業により中流部より下流は、JR橋、清川橋を残し河積を広げ現在の護岸が整備されている。その後は災害復旧や出水による埋塞土砂に対する河床整理を実施している。

3 清川流域の現状

(1) 基本高水

清川は昭和61年9月3日に、1/100確率雨量の算出値 150mm/日を超える 162mm/日の降雨があり、これに対応するため治水安全度を 1/100 に設定している。

基本高水の算定において、昭和元年から平成10年までの雨量を解析し、1/100 計画降雨量 150mm/日を求めた。これと既往最大降雨量 162mm/日(昭和61年9月3日)を比較し、既往最大である 162mm/日を採用した。

計画降雨パターンを作成においては、Ⅰ型及びⅡ型による引き伸ばしを行い、引き伸ばし率が2.5以下となる15洪水を計画検討の対象とした。これから貯留関数法によりハイドログラフを作成し、ピーク流量が最大となる昭和44年7月5日Ⅰ型洪水を基本高水と決定した。この結果、治水基準点である国道橋での基本高水流量は 175m³/sとなる。

こうして求めた基本高水に対して各地点の現況流下能力は、清川橋地点で $85\text{m}^3/\text{s}$ ($1/100$ 確率洪水流量 $175\text{m}^3/\text{s}$)、JR橋地点で $65\text{m}^3/\text{s}$ ($1/100$ 確率洪水流量 $175\text{m}^3/\text{s}$)となっている。

(2) 治水

現況の治水安全度は清川橋地点で約 $1/20$ 確率、JR橋地点では約 $1/5$ 確率となっている。これをダムによる洪水調節により治水安全度を $1/100$ に向上させる。

ダムは現在実施計画調査中であり、ダムの位置、規模については決定していない。現在検討されている斜めダム軸案では、ダム高さ 53.5m 、洪水調節容量 $857,000\text{ m}^3$ 、洪水調節量 $110\text{m}^3/\text{s}$ となっている。

(3) 利水

清川における農業用の取水施設は6箇所あり、そのうち慣行水利が2箇所、許可水利が4箇所である。

また、飯山市は全国有数の豪雪地帯であり、冬場の雪対策として流雪溝を整備中である。この流雪溝用水として清川から $0.37\text{m}^3/\text{s}$ を取水する計画である。

(4) 森林

1964年と1998年との比較では、森林面積で 135.37ha の増加となっており、その要因は草地や農用地の樹林化によると見られる。天然林の一部はスキー場になった箇所もある。人工林面積は 166.06ha の増加、天然林面積は 30.60ha の減少となっている。

林分発達段階で見た場合、林分成立段階面積が減少し、若齢段階、成熟・老齢段階面積が増加し、成熟化が進んでいる。

樹種別に見ると、人工林はカラマツ・スギ、天然林はすべて広葉樹となっており、天然林が減少している。

4 清川小グループにおける主な検討事項

(1) 基本高水

基本高水について、 $1/100$ 確率雨量として $150\text{mm}/\text{日}$ が算出されているが、高水の計算に採用された既往最大の $162\text{mm}/\text{日}$ について疑問が出された。これについては、 $162\text{mm}/\text{日}$ は約 $1/180$ 確率雨量に相当するが、この既往最大の雨量を100年確率相当として採用したと説明された。

清川の比流量がかなり高いとの質問があり、クリーガー曲線によるチェックを行ったが、クリーガー曲線による方がさらに大きな値となることが確認された。

清川の治水安全度が $1/100$ を採用している点については、既往最大雨量で $162\text{mm}/\text{日}$ という $1/100$ 確率を超える降雨があったためとの説明があった。

(2) 飯山市流雪溝整備計画

飯山市流雪溝整備計画は平成元年に策定されたものであり、すでに10年以上が経過しているため、飯山市より見直し案が提出された。

計画策定時点と比べて、現在でも除雪に対する住民の負担はたいへん大きいものである。

一方、近年道路除雪の体制が強化されてきており、散水・無散水除雪施設の整備、小型ロータリー除雪車の配備等により除雪困難箇所がほぼ解消されてきている。また、宅地においても融雪施設設置による屋根、通路等の無雪化も見られるようになってきている。こうした状況を考慮して、平成13年度に以下のとおり流雪溝計画の見直しが行われた。

項目	当初計画(平成元年度)	見直し計画(平成13年度)
計画対象範囲	市街地 3.2km ²	市街地 2.9km ² (整備済区間を除く)
計画対象処理雪	道路、宅地内(屋根雪等)	宅地内(玄関先、車庫前等)
水系必要量	1系統当り0.1~0.2m ³ /s	1系統当り0.04m ³ /s
用水使用方法	直接使用が基本	貯水池、反復使用が基本

(3) 治水についての検討

現時点での地質調査等のデータにより、治水対策費用の比較を行ったところ下記のとおりとなった。

検討時点	ダム 総事業費	洪水調節単独 ダム建設費	代替案(引堤) 建設費
当初ダム軸(H4)	102億円	56億円	61億円
変更ダム軸(斜軸)	111億円	52億円	36億円

5 清川流域における課題

(1) ダム案と河川改修案の比較について

実施計画調査採択当初(H4)にはダム総事業費102億円に対して、代替案である河川改修案(引堤)は61億円と試算されていたが、今回斜軸による変更ダム軸案のダム事業費を算出すると同時に河川改修案(引堤)についても、横断測量を56断面実施し、改修の必要な箇所を見直した結果、改修延長が4kmから2.5kmに減少した。これにより、ダム総事業費(斜軸)111億円に対して、代替案(引堤)は36億円と試算された。

また、治水機能のみの洪水調節単独ダム建設費は52億円と試算され、これと代替案の比較を行うと、ダム事業費に対する改修費用の比率が0.7となり、治水面での比較では河川改修案が有利となる。

上記の試算は、治水安全度を1/100とした試算であり、治水安全度の引き下げ等により基本高水流量が下がる場合には、ダム案と代替案との差はさらに広がることが予想されるが、時間的、予算的な制約から試算は行っていない。

(2)基本高水の計算方法

現状のダム計画は、昭和元年から平成10年までの73年間の雨量データから算出した基本高水流量に基づいている。採用された雨量は1/100 確率相当として、既往最大雨量である162mm/日であり、算出された流量は基準点である国道橋地点で175m³/sである。しかしながら、既往最大雨量を採用しているため1/100 確率相当としながら、実際には1/180 確率程度の降雨による流量計算となっている。

今回、ダム案と河川改修案を比較した結果、経済的理由により河川改修案が有利となったため、ハイドログラフが計画策定に必要なことが考えられ、その場合には合理式によりピーク流量を算定して採用していくことも考慮しなければならない。

5 まとめ

3回の検討の結果、小グループとしては以下の点について提案した。

(1)清川の治水の基本的考え方

地質調査や河道調査の進展により、従来の治水安全度を考慮しても、河川改修案がダム案よりも経済性に優れているため、河川改修案で検討する。

治水安全度については、県内の他河川とのバランス、流域の社会・経済的重要性を考慮して、検討委員会の中で総合的に検討する。

住民意見を参考に、現況河川状況を重視し、また、将来の土地利用も考慮しながら計画を作成する。

多自然型となる改修を進める。

(2)清川の利水の基本的考え方

飯山市の流雪溝計画については、既存水の活用、反復利用等を行う事により、取水量を少なくするといふ飯山市提案の見直し案の方向で検討する。

これに伴い、水利権の許可についても、県への協力を要請しつつ、検討を進める。

清川流域公聴会

2003年(平成15年)2月8日に公聴会を開催し、流域住民から検討委員会でまとめた「清川流域公聴会資料」に対する意見を求めた。

6名の方から公述書の提出があり、公述を行った。また、公述終了後に出席者から発言を求めたところ、1名の方が意見の発表を行った。

公聴会で発表された意見及び提出された意見書では、委員会が示した清川の治水・利水対策に対し反対の意見はなかった。

主な意見は下記のとおりである。

- ・ 脱ダム宣言には落胆したが、脱ダムの昨今、地域を守る治水・利水を考える契機としたい。
- ・ 清川中上流域の森林・非農地の活用、下流域は急流部の狭く部の改修をする。
- ・ 平成10年に中町区で安全性に疑問があるとしてダム反対の陳情をした経緯から、委員会の案に賛同する。
- ・ 昔から崩落の多い場所でダムの安全性、経済性に疑問を持っていた。
- ・ ヒメギフチョウ、イワナ、ホタルのいる環境である。河川整備や森林整備でこの環境を大事にして欲しい。
- ・ 安全が担保され、水利権が守られるなら委員会の案に賛成する。
- ・ 清川は融雪時に地すべりを起こす。上流の地すべり対策をしてほしい。
- ・ 利水対策として、斑尾山周辺の開発を抑え、県が森林整備を行って、水源の涵養を図ってほしい。
- ・ 洪水の警報システムをお願いしたい。
- ・ 河川改修について、右岸の対策を調査してほしい。
- ・ 改修にあたっては、降雨と重なった春の融雪時の出水に配慮した計画としてほしい。

長野県治水・利水ダム等検討委員会審議状況

1 第1回委員会（平成13年6月25日）

1) 委員長選出

委員の互選により、宮地委員を委員長に選出

2) 諮問

9 河川流域を一括諮問

3) 議事内容

幹事から諮問河川の現状説明（流域の地勢、雨量、過去の洪水被害、河川の流下能力、利水の現況等）

委員から河川現況図、森林状況、地質等の資料要求

早急に9河川流域の現地調査を実施

9河川に部会を設置する方針

2 現地調査（7月18日～8月8日）

9河川流域において、委員による流域の調査を実施

現地調査の中で、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることについて、議会からの要請の経過等を説明

3 第2回委員会（8月20日）

1) 議事内容

現地調査結果

委員会のあり方

部会設置

2) 次回委員会での検討事項

9河川流域の論点整理

委員会と部会の役割分担

4 第3回委員会（9月20日）

1) 議事内容

9河川流域の論点整理

今後の委員会運営について

・議会の付帯決議等を踏まえ、浅川及び砥川の検討を急ぐ必要があることを幹事長から説明

・ワーキング・グループの設置

主要な論点である「基本高水」「財政」「森林」「利水」については、委員会にワーキング・グループを置き、各2～4名の委員と県の関係部局とで集中的に検討

・部会の設置

特に緊急性の高い浅川部会(石坂部会長以下6名)、砥川部会(宮澤部会長以

下 6 名)を先行して設置

2) 次回委員会での検討事項

他の 7 河川流域の部会設置について
各ワーキング・グループからの報告について
基本高水流量について

5 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月1日)

部会特別委員の選考について、委員長及び部会長からの意見聴取

6 知事と委員長及び部会長との懇談 (10月9日)

1) 知事から委員長への要請

- ・ 浅川流域を、平成 14 年 3 月 31 日をひとつの目処に、審議いただくよう要請
砥川流域についても、検討委員会の審議を阻害しない範囲で、出来る限り早く審議の結論をいただくよう要請

2) 部会特別委員の選考について

- ・ 公募の人数、参加資格、期間などについて確認
- ・ 公募による住民以外の特別委員は、委員長及び部会長と相談し選考

7 現地調査 (10月9日～11日)

浅川、砥川流域において、委員による調査を実施

8 浅川、砥川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各 10 名程度の特別委員を公募 (10 月 10 日～24 日)

応募状況 浅川 48 名 砥川 39 名

選考結果 浅川 10 名 砥川 11 名を選定 (11 月 14 日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、
市町村長あて依頼 (10 月 19 日)

浅川 3 名 砥川 2 名を決定 (11 月 14 日)

9 第4回委員会 (11月27日)

1) 報告

知事からの要請について、委員長から報告
部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告
基本高水、財政、森林、利水の各ワーキンググループからの報告

2) 議事内容

基本高水流量についての説明及び質疑

浅川及び砥川以外の河川流域について

- ・ 浅川及び砥川部会の審議を集中的に進め、その他の流域は、引き続き部会設置に向けて検討

3) 次回委員会での検討事項

他の7河川流域の部会設置について
各ワーキンググループからの報告について

10 第5回委員会 (12月26日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

2) 議事内容

緊急度の高い「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会を平成14年4月を目途に設置することを決定

残りの4河川流域については、部会設置に努力することを確認

11 第6回委員会 (平成14年1月28日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

- 利水、森林、財政の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会に属する委員と部会長を選出

12 委員長及び部会長からの意見聴取(2月3日)

「黒沢川」「郷土沢川」「上川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

13 黒沢川、郷土沢川、上川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(2月14日~3月6日)

応募状況 黒沢川45名 郷土沢川23名 上川44名

選考結果 黒沢川10名 郷土沢川9名 上川10名を選定(4月11日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町村長あて依頼(2月14日)

黒沢川5名 郷土沢川1名 上川2名を決定(4月11日)

14 第7回委員会 (2月18日)

1) 報告

部会長から、浅川及び砥川部会の状況報告

- 基本高水、利水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告

2) 議事内容

部会における課題等について

3部会(郷土沢川・黒沢川・上川)進行状況と残り4河川の部会について

3) 決定事項

4月以降について浅川部会の状況を考慮する

15 委員長から知事への報告(2月26日)

3月末の答申は少しずれ込む旨を報告

16 知事から委員長への要請(3月22日)

2月県議会において、答申期限を設けるよう要請があったことを踏まえ、検討委員会自らの議論の中で答申期限を設定してほしい旨を要請

17 第8回委員会(3月27日)

1) 報告

知事からの答申時期に関する要請について、委員長から報告
基本高水、森林の各ワーキンググループから検討状況報告
浅川及び砥川部会の経過報告

2) 議事内容

砥川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川の検討については、第9回及びそれ以降とし、答申時期は5月上旬を目処とする
残り7河川の答申時期は平成15年度の予算要求期限である11月頃を一つの目処とし、部会でも議論し確認していく

18 第9回委員会(4月11日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の特別委員選考結果報告
財政、基本高水の各ワーキンググループからの検討状況報告

2) 議事内容

浅川部会からの報告について
答申時期について
4河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

浅川、砥川両部会からの報告を基にそれぞれダムあり、ダムなしの案の基本高水流量を設定することとし、費用等について財政ワーキンググループで試算し、次回の委員会へ報告する

- ・ダムあり案(ダム+河川改修) 浅川 450 m³/s、 砥川 280 m³/s
- ・ダムなし案(河川改修) 浅川 350 m³/s、 砥川 200 m³/s

19 第10回委員会(5月2日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川部会の経過報告
浅川及び砥川の治水計画案について

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水計画案について
浅川及び砥川の答申について
4 河川流域(清川、角間川、薄川、駒沢川)について

3) 決定事項

次回委員会で森林及び利水ワーキンググループから3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告を行う
浅川のダムなし案の基本高水流量を330m³/sとする
各委員から浅川及び砥川の論点を提出し、次回委員会で議論する
「角間川」「駒沢川」の各部会を設置する。
「清川」「薄川」については、検討委員会で治水対策案を提示した後、部会を設置するかどうかを考える。
答申の起草委員を決定(宮地委員長、大熊委員、五十嵐委員、藤原委員、浜委員、松島(信)委員)

20 第11回委員会(5月9日)

1) 報告

森林、利水及び基本高水ワーキンググループから、3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の報告
財政ワーキンググループから、浅川及び砥川のダム+河川改修案、河川改修単独案について財政試算の報告
基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の治水・利水計画案について、答申に向け議論すべき論点を整理

3) 決定事項

答申に向け、次回「環境」等の論点について議論
基本高水等に関する質問について、次回までに国土交通省の見解を再度きいて報告
県議会の会派構成変更に伴い、次回から県政会県議団の風間辰一県議が新たに委員として就任することを了承

21 第12回委員会(5月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川、郷土沢川、上川)の経過報告
前回出された基本高水等に関する質問について国土交通省の見解を報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、さらに議論が必要な論点(基本高水・地質・森林・利水・治水)について審議

3) 決定事項

次回、国土交通省河川局長に出席を要請し、国の考え方を確認
次回、答申に向けさらに議論が必要な論点（財政、費用対効果、環境等）について
審議した上、答申案の起草
角間川部会、駒沢川部会の部会長を決定

22 第13回委員会(5月23日)

1) 報告

国土交通省から文書にて回答があり、その内容について報告

2) 議事内容

浅川及び砥川の答申に向け、前回に引続き、議論が不足している論点（基本高水、
財政、費用対効果、環境等）について審議

3) 決定事項

答申作成に当たり重視する事項等を各委員が提出し、それらをもとに起草委員が
答申案を作成のうえ、次回検討委員会で議論
清川、薄川については、幹事会が総合治水対策案を作成し、検討委員会に提出

23 第14回委員会(6月7日)

1) 議事内容

浅川及び砥川の答申案について議論し、答申を作成

2) 決定事項

浅川及び砥川の総合的な治水・利水対策について、ダムによらない河川改修単独案
及びそれに対応する利水案を答申
次回（第15回）の検討委員会を7月25日開催

24 第15回委員会(7月25日)

1) 報告

県から、浅川、砥川に関する治水・利水対策の枠組みについて報告
3部会（黒沢川、郷土沢川、上川）の経過報告

2) 議事内容

検討委員会、部会のあり方について整理
幹事から、清川、薄川の現況等について説明し、今後の検討の仕方を議論

3) 決定事項

清川、薄川については、検討委員会委員による小グループにより検討を進める。
駒沢川部会の部会長について、宮澤委員から藤原委員に変更することに決定
検討委員会及び部会の審議について、9月1日の知事選が終わるまで休止
次回（第16回）の検討委員会を9月17日開催

25 委員長及び部会長からの意見聴取(7月25日)

「角間川」「駒沢川」の各部会特別委員を選任するために、委員長及び各部会長からの意見を聴取

26 角間川、駒沢川部会特別委員の選定

1) 河川流域に関係する住民

各10名程度の特別委員を公募(8月12日～8月30日)

応募状況 角間川22名 駒沢川12名

選考結果 角間川11名 駒沢川10名を選定(10月10日)

2) 河川流域に関係する行政機関の職員

関係市町村長又は市町村長が指名する職員に就任いただくことについて、市町長あて依頼(8月12日)

角間川部会2名、駒沢川1名を決定(10月10日)

27 第16回委員会(9月17日)

1) 報告

3部会(黒沢川・郷土沢川・上川)からの報告

2小グループ(清川、薄川)からの報告

森林ワーキンググループから、清川、薄川、駒沢川について報告

事務局から角間川部会、駒沢川部会の特別委員の応募状況について報告

2) 議事内容

検討委員会のあり方及び今後のスケジュールについて審議

部会の再開について審議

3) 決定事項

部会の審議再開について決定

28 第17回委員会(11月5日)

1) 報告

10月31日付で浜委員が検討委員を辞任したことについて、事務局から報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

基本高水、利水各ワーキンググループより角間川、駒沢川について報告

森林ワーキンググループより角間川について報告

2) 議事内容

清川について、小グループ及び財政ワーキンググループから報告があり、それに基づき議論。河川改修により治水を行う方針を確認

検討委員会と部会は検討課題をやり取りしながら議論を深めていくことを確認

3) 決定事項

次回は12月6日(金)、次々回は12月25日(水)に開催することを決定

29 第18回委員会(12月6日)

1) 報告

黒沢川、郷土沢川、上川、角間川、駒沢川の各部会の審議状況について部会長から報告

清川、薄川の小グループでの審議状況について報告

財政ワーキンググループ座長より、郷土沢川、上川の財政試算について報告

2) 議事内容

上川部会長から基本高水、住民参加等に関する課題が提起され、質疑と議論

財政ワーキンググループ座長から県の財政状況等に関する問題が提起され、議論

3) 決定事項

県の「財政改革推進プログラム(案)」について、次回、財政改革課に説明を求めることを決定

30 第19回委員会(12月25日)

1) 報告

角間川・駒沢川部会の審議状況について報告

上川部会及び郷土沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

財政ワーキンググループより、黒沢川・薄川の財政試算について報告と議論

薄川小グループの審議経過について、事務局、幹事会より報告と議論

県財政改革課による「財政改革推進プログラム(案)」の説明と質疑

3) 決定事項

上川、郷土沢川については、部会報告をもとに今後検討委員会において審議
薄川の治水対策は、河川改修を基本方針とすることを確認

31 第20回委員会(平成15年1月15日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

利水ワーキンググループから、「利水問題の審議を進めるにあたって」の提言
があり議論

脱ダム債、長野モデル創造枠予算について質疑

薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

薄川の公聴会開催のための資料を次回審議

32 第21回委員会(1月23日)

1) 報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

2) 議事内容

暫定豊水水利権について幹事から説明があり審議

前回に続き、薄川、郷土沢川、上川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

上川については、ダムによらない対策を基本に答申作成に入ることとし、起草委員 6 名（宮地委員長、五十嵐委員、石坂委員、植木委員、高田委員、松島（信）委員）を選任

薄川については、2月22日に公聴会を開催することを確認

33 第22回委員会(2月4日)

1) 報告

幹事より、治水・利水対策推進本部の方針について説明するとともに、長野モデル創造枠の中で、「流域協議会」設置経費を要求中であることを報告

黒沢川、角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

黒沢川部会長より、河川改修及び遊水地による治水と、黒沢川の表流水及び地下水利用等による利水の、「ダムによらない対策案」を部会報告としてまとめる旨の報告

2) 議事内容

郷土沢川の治水・利水対策案について審議

3) 決定事項

両論併記により部会報告が提出されている郷土沢川について、今後「ダムなし案」の方向で検討していくことを確認

34 清川流域公聴会(2月8日)

委員会が示したダムによらない治水・利水対策案について、7名が意見を公述。

35 第23回委員会(2月14日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

財政ワーキンググループより角間川の財政試算について報告

2) 議事内容

清川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

黒沢川部会の審議結果について報告と質疑

郷土沢川の治水・利水対策について、引続き審議

3) 決定事項

清川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員 6 名（宮地委員長、大熊委員、風間委員、高橋委員、竹内委員、松島（信）委員）を選任

郷土沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員 6 名（宮地委員長、植木委員、竹内委員、松岡委員、松島（貞）委員、松島（信）委員）を選任

36 第24回委員会(2月21日)

1) 報告

角間川、駒沢川部会の審議状況について報告

事務局から、平成15年度当初予算案として県議会2月定例会へ提出した「治水・利水対策推進事業」について報告し、質疑

県の治水・利水治水対策推進本部から、水道水源確保に係る県の支援策について報告

2) 議事内容

上川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

上川の答申(案)が了承され、今後、欠席委員に意見を聞いた上、知事へ答申することを確認

37 薄川流域公聴会(2月22日)

委員会でまとめたダムによらない治水対策案について、14名が意見を公述

38 第25回委員会(3月27日)

1) 報告

上川の答申について報告

財政ワーキンググループより駒沢川の財政試算について報告

角間川部会及び駒沢川部会の審議結果について各部会長から報告

2) 議事内容

第24回委員会で資料請求された河川の流況と利水量について報告と質疑

薄川流域公聴会の実施状況について報告と質疑

清川の答申(案)が提出され審議

黒沢川の治水・利水対策について審議

3) 決定事項

駒沢川の流域面積について検討委員会による現地調査を行うことを確認

薄川について、河川改修による治水対策により答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、植木委員、高田委員、松島(信)委員、宮澤委員)を選任

清川の答申(案)が了承され、日程調整の上、知事へ答申することを確認

黒沢川について、ダムによらない対策を基本として答申作成に入ることとし、起草委員5名(宮地委員長、高橋委員、大熊委員、藤原委員、宮澤委員)を選任

水道水源確保に係る県の支援策について利水ワーキンググループを開催することを確認

清川小グループ審議状況

1 第1回小グループ(平成14年8月19日)

1) 検討内容

- 計画の変更経過について幹事より説明。但し、実施計画調査中でダム計画諸元についてはすべて検討段階である(地質調査によりダム軸を斜めにし検討している。引き伸ばしの方法を型にし、基本高水を 175m³/s とした。等)
- 治水安全度と基本高水流量の決定方法について議論した(治水安全度の 100 年が大きすぎるのでは、等)
- 流雪溝の改良方法について提案があった(処理能力を上げる方法等)
- 現況流下能力、既往の洪水流量等について議論した

2) 決定事項

- 小グループの位置付けは、ワーキング・グループと同様とする
- 飯山市は幹事と同じ扱いとし、出席してもらう
- 委員会への報告は事務局で行う
- 次回は9月12日県庁会議室で開催する

3) 次回までに整理する主な事項

- 地質調査の結果によるダム案と代替案(河川改修案)との事業費の比較及びダムの費用対効果
- 飯山市の流雪溝計画について
- 聞き取り調査を行い、可能であれば洪水痕跡から既往最大流量の算出をする
- 森林状況について

2 第2回小グループ(平成14年9月12日)

1) 検討内容

- ダムと治水代替案の比較・費用対効果について議論した
- 飯山市の流雪溝整備計画について議論した(既存水の活用、ポンプアップによる反復利用、面的整備を線的整備にする等の見直し案)
- 森林の変遷と保水力について報告された

2) 決定事項

- 次回は9月県議会が終了後、他の部会日程が決まった後に調整する

3) 次回までに整理する主な事項

- 委員の提案を元にした河川改修の基本的な考え方

3 第3回小グループ(平成14年10月18日)

1) 検討内容

- 清川の河川改修及び利水の基本的な考え方を確認した
- 飯山市から治水対策及び利水対策への要望があった

2) 決定事項

- 対策案の細部については委員会の議論によることとした
- 住民意見を聴くことについては再度委員会の中で検討することとした
- 「清川の河川改修の基本的考え方」と「清川の利水の基本的考え方」について、小グループで検討した資料とともに次回委員会へ報告することとした

長野県治水・利水ダム等検討委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属
宮 地 良 彦	信州大学名誉教授 清川小グループ委員
大 熊 孝	新潟大学工学部教授 清川小グループ委員
五十嵐 敬喜	法政大学法学部教授
石 坂 千 穂	長野県議会議員
植 木 達 人	信州大学農学部助教授
風 間 辰 一	長野県議会議員 清川小グループ委員 (注1)
高 田 直 俊	大阪市立大学工学部教授
高 橋 保	安曇村議会議長 清川小グループ委員
竹 内 久 幸	長野県議会議員 清川小グループ委員
浜 康 幸	長野県議会議員 (注2)
藤 原 信	宇都宮大学名誉教授
松 岡 保 正	長野工業高等専門学校教授
松 島 貞 治	泰阜村長
松 島 信 幸	伊那谷自然友の会常任委員 清川小グループ委員
宮 澤 敏 文	長野県議会議員

委員長 委員長代理

注1 風間委員の任期は平成14年5月14日から

注2 浜委員は平成14年10月31日に辞任